

令和2年

第9回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和2年9月25日 午後1時30分から

場 所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 西 方 敬
2番 柳 田 三千夫
3番 二 宮 賢 一
5番 野 崎 健 一
6番 今 井 正
7番 福 島 啓
8番 吉 川 京 男

9番 竹 内 浩
10番 近 藤 剛 司
11番 鈴 木 洋 有
12番 石 井 雅 浩
13番 安 池 雅 美
15番 青 木 貞 治
16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

西 川 克 己

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第19号 農地法5条の規定による許可申請書について

議案第20号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和2年第9回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、西川克己推進委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、11番 鈴木洋有委員と15番青木貞治委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」は議案書1ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の1ページと2ページをご覧ください。まず、最初に議案第19号1番について説明します。

事務局 《議案第19号1番を朗読・説明》

書記 当該農地は、小田原厚木道路沿いに位置する1筆の農振農用地で、当該農地に隣接する場所に設置された鉄塔に架かる高圧電線の架け替え工事のために3カ月間、仮設作業場として一時転用するものです。

工事内容からできる限り鉄塔のそばで作業することが必要となりますので、隣接する当該農地を借りることになりました。計画内容から当該農地と周辺の農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

なお、9月15日に西方会長職務代理者と生沢・寺坂地区推進委員の柏木推進委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第19号1番につきましては現地調査をお願いした生沢・寺坂地区推進委員の柏木推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（柏木） 推進委員の柏木です。議案第19号1番の農地について、9月15日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

高压線の架け替え工事の作業場として当該農地を一時転用するもので、転用はやむを得ないと考えられます。また、一時転用による周辺農地への影響はないと考えられます。

議長 ありがとうございます。工事の内容から一時転用はやむを得ないとのことですが。

それでは議案第19号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第19号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第19号1番は原案とおり決定いたしました。

次に、議案第19号2番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第19号2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯の万田道沿いに位置する5筆の農振農用地で、耕作放棄地となっている農地の有効利用のため農地造成により田を畑に転用するものです。転用後は牧草畑として町内の肉牛農家に賃貸借する予定になっています。

また、計画内容から土盛りの高さは1m未満となっていますので、ほぼ道路面と同じ高さとなるため周辺の農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

なお、9月15日に西方会長職務代理者と西小磯地区担当の柳田委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第19号2番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第19号2番の農地について、9月15日に西方

会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地を農地造成により水田から畑に転用し、農家に賃貸借することで、農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

事務局 ここで、農地造成について説明させていただきます。配布した資料をご覧ください。埋立て面積が1000㎡未満については農業委員会への届け出となっていますが、「大磯町土地埋立て等規制条例」により面積が500㎡または土量が500㎡以上の案件については町の許可も必要となります。埋立て面積が1000㎡以上になりますと農地法に基づく県許可が必要となり、農地造成を行っている期間は営農ができないので一時転用扱いとなります。埋立て面積が2000㎡以上となりますと町条例の許可に代わり「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に基づく県許可が必要となります。

なお、今回の議案については埋立ての高さが1m未満で許可不要の要件に該当しているため県許可は必要ありません。

また、農地造成による一時転用は一定地域内で連続する行為については同一案件としてみなしますので、毎年、少しずつ農地造成を繰り返した場合でも、合計した面積により届け出や許可が必要となりますので注意が必要です。例えば、490㎡の農地造成は届け出のみで済みますが、2年目に隣の農地を490㎡造成すると町条例の許可が必要となり、3年目に更に隣の農地を490㎡造成するには県許可が必要となります。このように農地造成を繰り返す行くと5年後には合計が2450㎡となり県条例の許可も必要となります。このことは造成を繰り返して行うことで許可を免れたり、違反造成を防止する意味合いがあります。

議長 ありがとうございます。農地の遊休化防止と有効利用が図られるとのことですね。

それでは議案第19号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 現地は耕作放棄地となっていたはずですが、地目は田のままなのですか。

書記 当該農地は農振農用地ですので非農地証明の要件を満たしていないため地目変更はできません。今回、農地造成により田から畑に地目変更ができます。

委員 譲受人が工事業業者でよいのか。業者は農家ではないですね。

書記 あくまでも一時転用ですので当該農地を工事期間の間、使用貸借で借りて農地造成を行い、工事後に地権者にお返しするということになります。工事などで隣接農地を資材置場として一時転用で賃借することと同様です。

委員 農地造成は農地法の第5条転用許可が必要なのですか。農地に土を入れるだけですよ。今回は農地のままで資材置場とかに転用はしないのではないですか。

書記 農地に堆肥やチップや表土を乗せる程度の簡易的なものについては許可の必要はありません。今回は農地造成により水田から畑にするので、現況の農地の形質変更をかけますので転用になります。

委員 自分の農地を造成するのに農地法の第4条となるのではないか。なぜ第5条なのか。

書記 農家が自ら造成行為を行う場合は第4条となりますが、今回の様に事業者に農地造成をお願いする場合は、使用貸借権が発生するため第5条となります。

委員 農地造成後は牧草畑として貸す予定となっているが、牧場は農地なのか。

書記 牧場は農地ではないですが、あくまでも牧草畑として使用するので農地となります。通常は畑で牧草を採取して牛舎に持っていきますが、今回は牛を当該農地に連れてきて食べさせることになります。

委員 牛を放牧させるためには柵が必要となるが、柵は転用にならないのか。

書記 柵はもちろん電気柵やビニールハウスは転用には該当しません。

委員 転用後に資材置場などにされる心配はないのか。

書記 農地造成後に農地中間管理制度により農業公社を通して農地所有者と借り手でマッチングを行う予定ですので、資材置場などの他の目的に使用されることはありません。

委員 農地造成ではよくあることですが、産廃や建設残土を持ち込まれる不安がある。

書記 申請書に土砂の採取場所として鎌倉市内の病院敷地となっていて、土質検査票の内容も確認しましたが問題はありませんでした。また、工事中に違法な物を混入しないよう定期的に現地確認を行う予定です。

委員 今後の牧草畑での放牧に係る資料は提供されないのですか。

書記 今回はあくまでも農地造成の審議ですので資料は提供しません。また、牧草畑での放牧については具体的な計画は造成後となりますので現時点では資料はありません。農業公社との契約も造成後となります。

委員 3,000 m²を超える転用については、神奈川県農業会議の常設審議委員会に諮らなければいけないとなっていますが、どうなっていますか。

書記 大磯町としては初めてのこととなりますが、10月の常設審議委員会に諮る予定となっています。

委員 常設審議委員会ではどのようなことをするのか。県の立会いはあるのですか。

書記 常設審議委員会では県内の農業委員会会長などで構成される委員会で申請内容について審議を行います。そこで許可相当であるかないかについて神奈川県に答申します。
また、神奈川県の本課の職員が既に現地確認を行っています。常設審議委員会でも10月に現地確認を行う予定となっています。

委員 搬入する土量はどのくらいになるのか。どこから持ってくるのか。

書記 転用面積が3,753 m²となりますが、開発許可に係る県条例の許可不要条件として埋め立ての高さが1 m未満となっていますが、今回はこれに該当しますので搬入量は3,753 m²未満となります。

委員 埋立てによる農業用水路や排水への影響はないか。

書記 周囲は耕作放棄地となっていて、少し離れたところに農家一軒だけの水田がありますが、公道に沿って流れている血洗川にある取水堰から水を取水していますので造成の影響はありません。また、排水についても造成地よりも下側に血洗川に排水するための管があるので影響はありません。

委員 牧草畑というと牧草が育ったら刈り込んで牛舎に運んで牛に食べさせるのが通常のやり方ですが、なぜ手間をかけて牛を畑まで連れてくるのですか。餌を取って牛舎に持っていくということはできませんか。

書記 餌となる牧草を栽培することが主たる目的ではなく、肉牛の品質の向上や妊娠している肉牛の運動のため牧草畑で放牧させるとのことです。また、牧草がない場合は現地の簡易牛舎で餌を与える予定です。

委員 牛舎を建てるのですか。

書記 酪農で使用する牛舎ではなく簡易的なものとなります。

委員 牛舎は何の目的で建てるのか。牛は何頭連れてくるのか。

書記 当該農地に建てる牛舎で肉牛を育成するのではなく、あくまでも牛舎は真夏の直射日光や荒天時の休息場所、餌場や水飲み場として使用する簡易的なものとなりますが、具体的な図面はまだいただいていません。

当初は5頭から10頭程度を当該農地に連れてきて、牧草の育成状況を見ながら約3ヵ月に1回の割合で定期的にローテーションさせると聞いています。

委員 牛糞や尿の影響はないですか。特に農業用水への影響は十分に注意してほしい。

書記 神奈川県畜産技術センターの職員の説明では、肉牛は乳牛と比べて糞の水分量が少ないため、牧草畑で出された糞は短期間で養分となるため、敷地外に流出することはほとんどないと考えられるとのことでした。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第19号2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者多数により、議案第19号2番は原案とおり決定いたしました。
以上で議案第19号を終わります。

議長 次に、議案第20号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第20号「農用地利用集積計画書の決定について」は、議案書2ページから3ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の3ページと4ページをご覧ください。今回は農業経営基盤強化促進法による2件になります。
大磯町長より令和2年9月9日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

議長 では、最初に議案第20号1番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第20号1番を朗読・説明》

書記 議案第20号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は県外の非農家が相続後、耕作放棄地となっているため周辺の農家が自主的に草刈り等を行っていましたが、今回、地元の農家が借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、９月１５日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局２名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第２０号１番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２番委員（柳田） ２番柳田です。議案第２０号１番の農地について、９月１５日に西方会長職務代理者と私と事務局２名で現地確認を行いました。

当該農地を地元の農家が借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

では議案第２０号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２０号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２０号１番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第２０号２番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第２０号２番を朗読・説明》

書記 議案第２０号２番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

借り手は、町内の一般法人で、代表の方は東京都の農園で２年間、一昨年からは町内や平塚市の農家で研修を受け、昨年からは神奈川県中高年ホームファーマーに参加されています。

当該農地は、一般法人が解除条件付きで借りていた農地ですが、令和２年１月５日

に合意解約で撤退したことにより、農地所有者が借り手を探していました。一般法人が引き続き農地を借りることで農地の遊休化防止と地区の農業振興が図られると考えられます。

なお、9月15日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第20号2番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第20号2番の農地について、9月15日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地を法人が借りることで、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地区の農業振興が図られるとのことです。

では議案第20号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 法人が1反の農地を1年間借りるということですが、1年間で採算が取れるのですか。法人は農家と違って採算が取れないと直ぐに撤退してしまう。

書記 今回の法人は新規参入ですので1反の農地を1年間貸して営農状況を確認させていただき、しっかりとできるならば次回から農地の拡大や契約期間の延長を図る予定です。また、この法人の主たる事業は農業でないため当初に農業収入が少なくても経営には影響がないため、直ぐに撤退ということにはならないと考えています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第20号2番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第20号2番は原案とおりの決定いたしました。

議長 以上で、議案第20号1番と2番について、原案とおりの決定いたしましたので、決定事項については、町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第21号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」

を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 21 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」は議案書 4 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 5 ページをご覧ください。

事務局 《議案第 21 号 1 番を朗読・説明》

書記 本議案の証明願いは、農地を相続で取得した人が相続税の納税猶予を受けるため申請するもので、申請者が適格者要件に該当するかどうかを農業委員会で判断し証明書を交付します。確認事項は申請農地が適正に耕作されているかを確認しますが、一般的には「納税猶予の入りの確認」と言われるものです。

なお、9 月 15 日に農地所有者の立会いの下、西方会長職務代理者、国府新宿担当の石井委員及び事務局 2 名で当該農地について現地確認を実施し、適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。議案第 21 号 1 番につきましては現地調査をお願いした国府新宿担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12 番委員（石井） 12 番石井です。議案第 21 号 1 番の農地について、9 月 15 日に西方会長職務代理者と私と事務局 2 名で現地確認を行いました。

当該農地は市街化区域の畑ですが、適正に耕作されていることを確認しました。

議長 ありがとうございます。農地は適正に耕作されているということです。

ただ今の議案第 21 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 21 号 1 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第 21 号 1 番は原案とおり決定いたします。

議長 次に、報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の6ページと7ページをご覧ください。

事務局

《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、現地の状況につきましては、9月16日に富士見地区推進委員の守屋推進委員及び事務局1名で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございました。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした富士見地区推進委員の守屋推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（守屋） 推進委員の守屋です。報告第1号1番の農地について、9月16日に私と事務局1名で現地確認を行いました。当該農地はすべて適正に耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第1号を終わりにします。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和2年第9回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時0分)